別表第一独立行政法人産業技術総合研究所の項、独立行政法人土木研究所の項及び独立行政法人建築研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）

別表第一独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項及び独立行政法人電子航法研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）

別表第一独立行政法人国立環境研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）

別表第一独立行政法人教員研修センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）

別表第一独立行政法人海洋研究開発機構の項を次のように改める。

国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）

別表第一中

「

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十二号）
独立行政法人国立循環器病研究センター	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
独立行政法人国立国際医療研究センター	
独立行政法人国立成育医療研究センター	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	

」

を

「

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

」

に改める。

（労働関係調整法の一部改正）

第百一条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第八条の三中「特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第百二条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第百三条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の二第三項中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に改める。

（特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第百四条　特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政執行法人の労働関係に関する法律

第一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二条第一号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。